

まずはAndroidスマートフォン利用者から! 03 スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました





どういうサービス?

ご自身のスマートフォンにマイナンバーカードと同等の機能(署名用および利用者証明用の電子証 明書)を搭載できるサービスが5月11日(木)から始まりました。

どんなメリットがあるの?

登録後は、スマートフォンだけで、さまざまなサービスの利用や申し込みができます。

iPhoneを使っている人は利用できないの?

令和5年5月時点で、対応は未定となっています。

スマホだけで手続きができて便利に!



イン申請(7月頃)





薬などの 予防接種などの お知らせが届く 自己情報を閲覧

②民間オンラインサービス (順次対応予定)



銀行などの口座開設、 キャッシュレス決済申込など

③コンビニ交付サービス (令和5年対応予定)

④健康保険証として利用 (令和6年度対応予定)

【申込方法】 ①マイナンバーカード、マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード(6~16桁の英数字)、 スマートフォンを用意

- ②マイナポータルアプリをダウンロードして起動
- ③ご自身のスマートフォンがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みできる旨が表示され ます。画面の指示に従って申し込みしてください。

▶市民課 ☎ 23-3511

マイナポータルHP (アプリのダウンロードはこちらから)

原市非核・平和都市宣言に する意見を募集します!(パブリックコメント)



パブリックコメントは、皆さんの意見をお聴きすることで、本市の行政運営の向上を図るものです。下記の宣言案を公 表しますので、ぜひ皆さんのご意見をお聴かせください。

【意見募集期間】6月15日(木)~7月18日(火)

「非核・平和都市宣言」について

貧困・飢餓など、平和な暮らしを脅かす要因が多岐にわたる中で、近年ロシアのウクライナ侵攻もあり、 世界的に核兵器廃絶や平和への願いが強くなっています。そこで、平和で豊かなこのまちを将来へ引き継 いでいくため、田原市で非核・平和都市宣言を制定するものです。

担当課▶地域福祉課 ☎23-3512 №23-3545 図fukushi@city.tahara.aichi.jp

【意見提出方法】(個々のご意見には直接回答しません。)

①公表場所へ持参 ②郵便 ③FAX ④Eメールのいずれかで住所、氏名、電話番号を明記の上提出

【宣言案の公表場所】

担当課、市役所南庁舎1階ロビー、赤羽根市民センター、渥美支所地域課、中央図書館、市HP